## (参考)【令和6年度】経営所得安定対策等 制度補足説明資料

## ■申請手続について【重要】

- ・この申請は、令和6年度の国の経営所得安定対策等交付金を受けるための手続です。
- •期限までに申請書の提出がない場合、交付金の交付を受けることができなくなります。
- 交付金の交付に当たっては、<u>今回の申請に加え、今後、書類の提出や手続等が必要となるものがあります。</u>(以降の説明で「別途」と記載されているものです。) 書類提出や手続が必要な方には御案内をさせていただきますので、今後の当協議会からの通知等に御注意ください。

## ■作業受託法人に参加されている皆様へ

- ・作業受託法人(※1)が取扱う品目(※2)は、作業受託法人が一括して申請し、交付金を構成員に分配するため、個人で申請する必要はありません。
- ・ただし、作業受託法人の<u>取扱品目以外の交付対象作物がある方</u>、構成員であっても、<u>個人で出荷をされている方については個人での申請が必要です。</u>
  - ※1 (農)西箕輪、(農)伊那、(株)ファーム手良、(農)みすず、(農)新山、(農)櫻井、(農)貝沼、(農) 福地の里、(農)おさふじ、(農)かなみ
  - ※2 米・麦・大豆・そば

## ■畑作物の直接支払交付金(ゲタ) 対象者:認定農業者、認定新規就農者、集落営農

○面積払 当年産の作付面積に応じて数量払いの一部を先払いとして交付します。

面積払は、自然災害により、当年産の栽培を断念せざるを得ない場合でも交付され

る可能性があります。特段の理由がない方は面積払いをお薦めします。

なお、自然災害等によるものを除き、生産量が基準を大幅に下回った場合は交付金

の返還が必要となる場合があります。

〇数量払 生産量と品質に応じて交付します。(交付単価は品質区分に応じて設定)

対象作物: 小麦、六条大麦、大豆、そば、なたね、二条大麦、はだか麦

(種子用・黒大豆・麦芽原料の麦は対象外)

対象農地: 畑、田(転作水田) どちらで作ったものも対象となります。

(営農計画書等の記載により対象農地となります。記載漏れに御注意願います。)

対象要件: •播種前にJA等や需要者と契約(「<u>は種前契約</u>」といいます。)を締結すること。

出荷・販売を行うこと。

・農作物検査及び品質評価等を受けること。(JA出荷分はJAが検査します。)

#### ★ゲタを申請する方の今回の提出物★

・⑭ゲタ対策の面積払における交付希望時期について

様式1号の②「面積払いを申請しない」に「〇」の無い方は必ず⑪の提出をお願いします。 作付する品目に「〇」を記入し、「先払いを希望」か「収穫後を希望」どちらかを選択してくだ さい。特段の理由がない方は「収穫後を希望」を選択してください。

#### ・免税事業者向けの単価で申請する方

収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、以下の書類の提出が必要となります。 なお、免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向 け単価が適用されます。

- 〇個人:2年前(令和5年に申告した<u>令和4年分</u>)の確定申告書・決算書の写し
- 〇法人:2期前の法人税申告書・決算書の写し

#### ・自家加工及び直売所等で販売される方

様式 9-2 号「畑作物の直接支払い交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売実績報告書」(以下、自家加工販売計画書と言います。連絡をいただければ様式をお送りします。)

## ■収入減少影響緩和対策(ナラシ) 対象者:認定農業者、認定新規就農者、集落営農

対象作物:<u>米、小麦</u>、二条大麦、<u>六条大麦</u>、はだか麦、<u>大豆</u> (米以外はゲタ対策の対象数量となったものが対象)

- ・交付を受けるためには、積立を行う必要があります。(申請者に別途御案内します。)
- ・出荷販売する米穀について、<u>農協等への販売は、出荷・販売契約の締結、実需者への販売は販売</u> 計画の作成が必要です。(それぞれ様式 10-11 号へ記入が必要です。申請者には別途御案内します。)
- ・令和5年産から、出荷・販売契約や販売計画があっても、様式 10-11 号の数量欄がゼロや空欄の場合、交付対象外となりますので御注意ください。

#### ★注意★

- ・<u>米をJA以外に出荷される方は、別途、農作物検査結果通知書の写し、出荷・販売契約書、出荷・</u>販売伝票等の提出が必要になります。大切に保管しておいてください。
- ・農産物検査等を受けない場合は、契約書又は販売伝票等に必要事項を記載する必要がありますので、御連絡ください。
- ・収入保険制度に加入する方は、申請できません。

#### ★今回の提出物★

・様式 10-11 号「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」 ※当年産の契約数量欄や販売計画数量欄が「ゼロ」や空欄の場合、出荷・販売してもその分は交 付対象外となりますので御注意ください。

## ■水田活用の直接支払交付金

対象は水田に限ります。(<u>畑地は対象外です。</u>) また、出荷・販売を行ったものに限ります。 <u>対象作物及び交付単価、交付要件等は国の審査中のため、変更となる場合があります。</u> <u>また、予算の都合上、取組実績により交付単価が変更となる場合があります。</u> ここに記載のない助成はパンフレットを御覧いただき、希望するものがある場合は、御連絡く ださい。なお、加工用米、新規需要米に対する交付金については、一部取組予定の方に別途御案 内しています。

水田活用の直接支払交付金については、別途様式 11-1 号「出荷·販売等実績報告書兼誓約書」 の提出が必要となります。その際、出荷·販売伝票等が必要となりますので大切に保管しておい てください。

#### ○戦略作物助成

【<u>小麦</u>、二条大麦、<u>六条大麦</u>、はだか麦、<u>大豆(種子用・黒大豆・麦芽原料の麦も対象)</u>】
・JA等との<u>出荷契約又は</u>需要者との<u>販売契約を締結し、出荷・販売を行ったものが対象</u>となり

JA以外に出荷される方や自家加工される方は様式を送りますので御連絡ください。

# 【飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米】

- 飼料用米の専用品種と一般品種では交付単価が異なります。
- 取組内容について、別途国の認定を受ける必要があります。
- ・飼料用米、米粉用米の数量払を受けるためには、<u>農作物検査機関による数量確認を受ける必要</u>があります。(未検査の場合は、交付金額は下限となります。)
- 飼料用米の交付基準単価を計算するために使う数量は、「ふるい上米(1.7mm以上)」のみの数量となります。
- 対象者には、別途、認定手続を御案内します。

#### 【飼料作物】

- ・耕種農家:畜産農家(飼料作物の供給先)と締結した「利用供給協定書」に基づき、<u>生産した</u> 飼料作物を畜産農家の家畜に供給するものが対象です。
- ・ 畜産農家: 自家利用計画書を作成・提出したものが対象です。
- ・別途「利用供給協定書又は自家利用計画書の写し」と「作業日誌」の提出が必要です。
- <u>多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は 10,000 円/10a で</u>す。

#### ○産地交付金

国、県、地域(市)がそれぞれ助成内容を設定する交付金です。主な内容は次のとおりです。 支払い対象面積の結果により、支援単価が増減する場合があります。

## 【国の助成内容】

- 1 【そば(基幹作)】20,000円/10a
  - ・ <u>今回の申請の際、必要に応じて以下の書類を提出してください。</u> JA以外に出荷される方 : <u>は種前契約書の写し</u> 自家加工及び直売所等で販売される方: <u>自家加工販売計画書</u> (連絡をいただければ様式をお送りします。)
- 2【新市場開拓米(基幹作)】20,000円/10a 【新市場開拓米の複数年契約】10,000円/10a
  - ・取組内容について、別途国の認定を受ける必要があります。
  - ・複数年契約については<u>令和5年産から新たに結んだ3年以上の契約</u>が対象です。 ※取組予定の方は御連絡ください。
- 3【地力增進作物(基幹作)】20,000円/10a
  - ・有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組が対象です。
    ※現地確認を行うため、地力増進作物を作付けた方は御連絡ください。

## 【県協議会枠の助成内容】

- 1【排水対策】※取組予定の方は御連絡ください。
- □「産地推進品目の単収等向上のための技術定着への支援」
- ・<u>麦、大豆</u> 7,000 円/10a ・<u>そば</u> 8,000 円/10a
- ・排水溝を設置するほか、生産性向上対策(要件あり)に取組んだ圃場が対象。
- □「産地推進品目の生産性向上のための排水対策支援」5,000円/10a
- 耕盤破砕、穿孔暗渠、弾丸暗渠等の施工をした圃場が対象。
- 2【ブロックローテーション(輪作)】※取組予定の方は御連絡ください。

連作障害による収量・品質の低下を防ぐため、ブロックローテーション体系の取組に助成。

助成単価: 3,000 円/10a

対象作物:麦・そば・大豆・高収益作物(野菜・果樹・花卉)・加工用米・新規需要米(飼料用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓米)

#### 助成対象:

【令和6年度作付品目が<u>麦・大豆・そば・高収益作物</u>の場合】 令和4年度又は令和5年度の作付品目⇒水稲(主食用米・備蓄米・加工用米・新規需要米)

【令和6年度作付品目が<u>加工用米・新規需要米</u>の場合】 令和4年度又は令和5年度の作付品目⇒麦・大豆・そば・高収益作物

## 【市協議会枠の助成内容】

- 1【麦・大豆(基幹作)】以下による単収向上の取組を行った場合に助成。
  - •麦(出穂開花後の追肥) 2,000 円/10a •麦(雑草防除2回目の実施) 5,000 円/10a
  - ・麦(赤かび病対策) 4,000 円/10a
  - 大豆 (病害虫防除 2 回相当) 13,000 円/10a
- 2【高収益作物】13,000円/10a
  - アスパラカ、ス・ロッコリー、スイートコーン、加工・業務用キャベツ、きゅうり、ズッキーニ、加工用トマト、トルコキ、キョウの作付に助成。
- 3【二毛作】
  - ・「戦略作物+麦・大豆・飼料作物・そば」の二毛作:13,000円/10a
  - ※JAに麦を出荷する方(含む作業受託法人・営農組合構成員)は、<u>麦収穫後の二毛作の作</u>付けを別途調査します。
  - ※<u>麦収穫後の二毛作調査以外の二毛作は、協議会で把握できません。取組予定の方は、御連</u>絡ください。
- 4【耕畜連携(資源循環)】11,000円/10a
  - ・耕種農家が行う粗飼料作物を生産した水田への堆肥(2 t/10 a 以上)の散布等の取組に助成。
  - ・ 畜産農家と「3年以上」の利用供給協定を締結する必要があります。
  - ・ 別途「利用供給協定書の写し」と「作業日誌」の提出が必要。
- 5 【大豆(拡大支援)】13,000円/10a 前年からの面積拡大分に助成
- 6【飼料用米 (転換支援)】13,000円/10a
  - ・ 令和 2 年産からの拡大面積分について支援します。
  - 取組内容について、別途国の認定を受ける必要があります。
  - ・取組予定の方は、御連絡ください。
- 7【加工用米】4,000円/10a
  - 加工用米の取組に助成
- 8【新市場開拓用米】4,000円/10a
  - ・新市場開拓用米の取組に助成
- 9【プレミアム信州伊那そば】5,000円/10a
  - •「プレミアム信州伊那そば栽培指針」に沿った取組みに助成